



JSG ニュースレター

<Tax>

外国電子商取引業者の 税籍登記基準額の引き上げを予告

2017年3月22日付台財税字第10604539420号通達の改正案

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2025年1月1日より、サービス業に対する営業税の課税基準額が現行の月間売上額新台幣ドル（以下同じ）40,000元から50,000元に引き上げられます。それに基づき、財政部は2024年12月24日付で [2017年3月22日付台財税字第10604539420号通達の改正案](#)を予告し、外国の電子商取引業者の税籍登記申請の基準を引き上げる、としました。改正案の内容は以下のとおりです。

付加価値型および非付加価値型營業税法（以下「營業税法」という。）第6条第四号に規定する營業者の税籍登記申請の年間売上額基準

- 一、營業税法第28条の1第三項の規定に基づき実施する。
- 二、外国の事業、機関、団体、組織で台湾国内に固定營業場所を有しておらず、インターネットまたはその他のデジタル手段を通じて電子役務を国内の自然人に提供し、年間の売上額が60万元を超える場合、營業税法第28条の1第一項の規定により、管轄の徴税機関に対し税籍登記を申請しなければならない。
- 三、本通達は即日施行する。本通達の施行前に、前項に該当する營業者の年間売上額が48万元を超えている場合は、改正前の規定を適用する。

その他の参考：[財政部公告](#)を参照。

勤業衆信の見解

財政部は、2024年12月24日付で外国の電子商取引営業者の税籍登記申請の基準について、現行の48万元から60万元に引き上げることを予告しました。基準を超える場合、税籍登記を申請し、営業税の申告・納付が必要となります。予告期間は60日間で、各界から意見を募集後に正式に公表され、即日施行されます。なお、改正案の施行前において、営業者の年間売上額が48万元を超えている場合は、改正前の規定が適用される点にご注意ください。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2024 勤業衆信版權所有 保留一切權利